

専決処分の審査

6月10日に議案第1号から4号の専決処分について審議、採決しました。
(紙面の都合上、反対討論の一部を掲載します。)

反対討論

丸山 わき子 議員

議案第2号
専決処分の承認を求めることについて(八街市税条例の一部改正)

本議案は、寄附金控除の拡充、住宅ローン特別税額控除に係わる手続き、固定資産税に係わる減額措置など、市民にとって一定の改善点がありますが、次の2点について反対します。

理由の一点は、住民税を年金から天引きする制度の導入についてです。年金からの天引きは、すでに所得税の源泉徴収・介護保険料、

国保税、後期高齢者医療保険料が天引きされ、高齢者に一層の不安を押し付けるものです。個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の適用は納税者の選択にすべきです。

もう一点の反対理由は、株式税制上場株式等の譲渡損・配当の損益通算の制度を導入することです。上場株式等の配当・譲渡益に対する課税は金持ち優遇と批判が多く、20パーセントの税率が10パーセントと見直されましたが、損益通算に対する上限は設けられておらず、金融資産を持つ裕福層に対する優遇を一層広げることになります。

以上2点の理由につき、本専決処分に強く反対します。

議案第4号
専決処分の承認を求めることについて(八街市国民健康保険税条例の一部改正)

この条例改正に反対する第1の理由は、後期高齢者医療制度導入による課税額・税率の改正であります。後期高齢者医療制度の導入は医療制度改革の一環

であり、国保財政は負担が軽くなるとされていましたが、しかし、国保税の税限度額は3万円アップし、56万円となり一層の負担増となっています。市長は市民のいのちと暮らしを守ることにが第一の仕事です。後期高齢者医療制度を撤廃し、国民皆保険の充実と医療保険財政の立て直しを国に求めるべきです。

2点目の理由は、65歳から74歳までの国保税を年金から天引きして徴収する制度の導入です。月額1万5千円以上の年金から、介護保険料と合わせて2分の1を超えなければ天引きするというもので、徴収する回数も8回から6回と減り、1回の負担額は多くなります。年金から有無をいわず取り上げていく特別徴収は高齢者の生活を破壊しかねない大きな問題です。

市民生活の破壊につながる特別徴収は実施すべきではありません。

以上の立場から本専決処分に強く反対します。

採決の結果 議案2号及び4号は賛成多数のもと、原案可決となりました。

委員会での審査

6月11日から12日に各常任委員会が開催され、付託された議案等を審査しました。
(紙面の都合上、質疑、討論ともに一部を掲載します。)

総務

議案第6号

平成20年度八街市一般会計補正予算について(総合計画第2次基本計画策定業務の債務負担行為補正)

問 平成20年度調査では300万円、平成21年度では250万円の予算の計上をしているが、その配分について何う。

答 平成20年度予算300万円のうち、約100万円は市民意識調査のための直接経費となります。内容は郵便料、アンケート調査票や封筒の印刷、さらにそういったものを発送するとい

うことも全て含めたコンサルティング会社への外注費用となります。残る200万円につきましては、市民アンケートや懇談会等で伺った市民の色々な意見を取りまとめ、最終的に基礎調査報告書を作成したいと考えていますので、そういった冊子の取りまとめや内容の分析、それから市の課題の抽出といった業務に対する委託料になります。平成21年度予算250万円につきましては、平成20年度の取りまとめを受け、最終的な基本計画書の電子データの作成に至るまでの作業の委託料になります。

問 こういった計画には市民アンケートや市民との懇談会といった市民参加が重要だと考える。この計画のなかでは、どの程度の市民参加を考えているのか何う。

答 市民アンケートについては、現在2千から3千のサンプルを予定しています。また各種懇談会、庁内関係のアンケート、そういったものを含めて、より多くの基礎調査をおこなひ、多くの市民の意見を聞いていきたいと考えています。

問 第1次基本計画で終わ

っていない事業を第2次基本計画に踏襲していくのか何う。

答 今計画にあるもので、実際に動いている事業につきましては、次期計画に踏襲していくという考え方を基本としています。ただし全面的に踏襲していくかは、次期の計画の策定過程において議論の余地のある部分であると考えています。また財政的な背景が整わないなどのため、実際着手に至っていない事業に関して、その必要性、重要性等を考慮したうえで、次期計画に継承すべきかどうか、きちんと整理していきたいと考えています。

